

Leo 梅津

ほうかごとう
(放課後等デイサービス)

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

特定非営利活動法人

Next Stage

放課後等デイサービス 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号平成24年2月3日）」第12条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

この「重要事項説明書」の用語について

「就学児」…就学している障がい児、を言います。

「就学児等」…就学している障がい児及び就学している障がい児の保護者、を言います。

「通所給付決定保護者等」…通所給付決定保護者及び就学している障がい児、を言います。

ただし、上記に関わらず法令等の名称や用語、定義等で正確な表記が適当な場合は略さず記述しています。

1. 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人 Next Stage
所在地	京都府京都市右京区梅津高畝町 16 番地 ル・プティジュール 1 階
連絡先	TEL：075-862-1433 Fax：075-862-1432
代表者氏名	代表理事 松下 亮
設立年月日	平成 26 年 5 月 21 日

2. サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	LEO 梅津
サービスの主たる対象者	就学している障がい児（18歳未満の就学している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者。（就学している発達障がい児を含む）
京都府指定事業所番号	放課後等デイサービス： 京都府指定（令和3年3月22日指定）
事業所の所在地	京都府京都市右京区梅津高畝町 16 番地 ル・プティジュール 1 階
連絡先	TEL：075-862-1433 Fax：075-862-1432
相談担当者名	山形 妙子（児童発達支援管理責任者兼務）
事業所の通常の事業実施地域	京都市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定放課後等デイサービス事業の円滑な運営管理を図るとともに、就学児等の意思及び人格を尊重して、当該就学児が必要な支援を受けその能力を向上できるよう、常に就学児等の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。
運営方針	1. 事業所は、就学児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該就学児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2. 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、就学児等が居住する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定児童福祉施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。 3. 児童福祉法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所 窓口の 営業日及び 営業時間

営業日	月～土曜日※	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～17:00
※日曜・祝日および、お盆と年末年始は休業。			

(4) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月～土曜日※	時間	月～金曜日 13:00～17:00 土曜日 9:30～16:30
※日曜・祝日および、お盆と年末年始は休業。			

(5) 利用定員

利用定員	1日あたり10名
------	----------

(6) 従業者の職種、員数及び職務の内容

事業所の管理者	松下 亮
児童発達支援管理責任者	山形 妙子

職種	職務内容	人員数
管理者	<p>1. 従業員及び業務の管理を一元的に行う。</p> <p>2. 従業員に法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。</p>	
児童発達支援管理責任者	<p>(ア) 面接等の適切な方法により、就学児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて就学児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該就学児の生活能力向上を支援する上での適切な支援内容を検討すること。</p> <p>(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、就学児等の生活に対する意向、就学児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。（なお、就学児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて原案に位置づけるよう努める。）</p> <p>(ウ) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を通所給付決定保護者等に対して説明し、文書により通所給付決定保護者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付すること。</p> <p>(エ) 放課後等デイサービス計画作成後、定期的な面接等の方法を通じて放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（就学児等についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更すること。</p> <p>(オ) 常に就学児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、就学児又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(カ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>常勤1人 (管理者兼務)</p>
指導員	<p>1. 放課後等デイサービス計画に基づき就学児等に対し適切に指導等を行う。</p> <p>2. 放課後等デイサービス計画に基づき創作的活動の指導を行う。</p>	<p>常勤2人</p>
運転手	<p>事業所の自動車を使用して、就学児の自宅又は学校と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行う。</p>	<p>常勤1人 (指導員兼務)</p>

3. 提供するサービスの内容及び利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	就学児等の意向や当該就学児の心身の状況等のアセスメントを行い、このアセスメントを基に放課後等デイサービス計画を作成します。
基本事業	(ア) 日常生活訓練 日常生活動作訓練、軽スポーツ、ボール活動、音楽活動、パソコン操作等
	(イ) 集団生活適応訓練 会話、グループでのゲーム・音楽活動等
	(ウ) 創作的活動 絵画、工作等
	(エ) 更生相談 医療、福祉、生活の相談等
	(オ) 介護方法の指導 就学児の家族等に対する介護技術指導等
(カ) 健康指導 健康チェック、健康相談	
介護サービス	更衣、排泄、食事等の身体介護・介助
送迎サービス	事業所の所有する車両又は契約する車両により、就学時の自宅と事業所との間の送迎を行う。

(2) 従業員の禁止行為

(ア) 医療行為

(イ) 就学児又は家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

(ウ) 就学児又は家族等からの金銭、物品、飲食の授受

(エ) サービス提供中の飲酒・喫煙及び飲食

(利用者と一緒に飲食を行う場合、又は従業員の必要最低限の水分補給等は除きます。)

(オ) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

(カ) その他従業員又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(3) 指定放課後等デイサービスの費用の額と利用者負担額について

○ 指定放課後等デイサービスの提供について、厚生労働省告示の単位及び単価による費用およびその

利用者負担が発生します。

○ 利用者負担は現在、利用したサービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定※）となっています。

※一月に利用したサービス量にかかわらず、所得に応じて設定された負担上限月額以上の負担は生じません。個々の負担上限月額の設定等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

● 同一日に複数の障害児通所支援（例：放課後等デイサービス）や指定入所支援（例：障害児入所施設）

の利用はできません。

また、同一時間帯に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（例：居宅介護・短期入所）の利用はできません。

例えば、土曜日・長期休暇等で、同じ日にりとるまーちが実施する放課後等デイサービスに加え他の福祉サービス等を複数組み合わせる場合は、可能な限り事前にお知らせ下さい。市町村に

照会する等の確認・調整を致します。4. その他の費用について

※その他の費用については、全体的なご利用の実状に合わせて、今後変更することがあります。その場合には事前にお知らせ致します。

創作活動等に係る材料費	実費
おやつ提供に係る費用	1回あたり100円 ※持ち帰りは出来ません。
送迎サービス提供にかかる費用	京都市の地域 無（既定の送迎場所） その他の地域 5キロまで片道700円（以降1キロにつき片道50円加算）
有償運送サービス提供にかかる費用	規定外送迎（上記④以外）の場合 片道1回（Leo梅津所在地より7キロ2000円）
キャンセル料	放課後等デイサービスの利用をキャンセル（欠席）する場合、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。
	キャンセル料は不要です。緊急の場合を除き、原則、ご連絡については実施記録にて行います。事業所より事前にご利用確認は致しません。 <u>1日あたり1000円を請求致します</u>

※ただし、就学児本人の当日の病変や急な入院等、前日までに連絡が不可能なやむをえない事情により、サービス開始予定時刻までにご連絡があった場合には、キャンセル料は請求いたしません。なお、その場合もできるだけ早いご連絡をお願いします。

5. 利用者負担額、その他の費用の請求および支払い方法について

<p>利用者負担額 について</p>	<p>利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められています。上限額を超えた部分については事業者が障害児通所給付費として市町村に請求することとなっています。</p> <p>複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。</p>
<p>利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。</p> <p>サービス提供の記録と内容を照会のうえ、請求月の20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、ゆうちょ銀行の利用者口座から自動振替を致しますので残高不足の無いようお願い申し上げます。</p> <p>万一、振替が行えなかった場合には、再度請求月の25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動振替を致します。</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、障害児通所給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から60日以上

遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で未払い分をお

支払いいただくことがあります。

6. サービス提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・通所利用者負担上限額

等を確認し、写しを取らせていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は

速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給内容に沿って、通所給付決定保護者等の意向に配慮しながら「放課後等デイサービス

けいかく さくせい さくせい ほうかごとう けいかく あん だんかい つうしょきゅうふけつてい
計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定

ほごしゃとう ないよう せつめい つうしょきゅうふけつていほごしゃ どうい え うえ せいあん かくにん
保護者等に内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただく

ねが
ようお願いします。

サービスの提供は「放課後等デイサービス計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令は
すべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、就学児等の当日の状況や意向に充分な
はいりよ おこ
配慮を行ないます。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更

ほうかごとう けいかく へんこう
「放課後等デイサービス計画」は、就学児等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて
へんこう
変更することができます。なお、サービス利用の変更は定員の状況により就学児等が希望する日にサ
ービスの提供ができないことがありますのであらかじめご了承下さい。

7. 人権擁護・虐待の防止について

じぎょうしゃ しゅうがくじとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう しょうがいしゃ じ しせつ ぎゃくたい ぼうし
事業者は、就学児等の人権の擁護・虐待の防止等のために「障害者(児)施設における虐待の防止につい
て」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いを
するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたい ぼうし かん せきになしや 虐待防止に関する責任者	かんりしや 管理者：松下 亮
------------------------------------	-------------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

じぎょうしゃ つうしょきゅうふけつていほごしゃとう かぞく こじんじょうほう ひみつ ほじ ふく こじんじょうほう
事業者は、通所給付決定保護者等及びその家族の個人情報(秘密の保持を含む)について「個人情報
の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱
いのためのガイドライン」を遵守し、それぞれについて主に下記の点に十分留意して適切な取り扱
いに努めるものとします。

<p>①保護者及び その家族に 関する秘密の 保持について</p>	<p>1. 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た通所給付決定保護者等及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>2. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>3. 事業者は、従業者に業務上知り得た通所給付決定保護者等及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の 保護について</p>	<p>1. 事業者は、通所給付決定保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害児通所支援事業者等に、通所給付決定保護者等の個人情報を提供しません。（通所給付決定保護者等の家族の個人情報についても同様の取り扱いを行います。）</p> <p>2. 事業者は、通所給付決定保護者等及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの、他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3. 事業者が管理する情報については、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は通所給付決定保護者の負担となります。）</p>

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中の就学児に病状の急変が生じた場合や、下記に記載する厚生労働省が定める

感染症の疑いがある場合、その他必要な場合は、就学児等とあらかじめ取り決めたとおり、必要に応じ

て速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、就学児等があらかじめ指定す

る連絡先にも連絡します。

発熱の場合は、37度5分に到達した時点で放課後等デイサービスの利用を中止致します。

<対象となる疾患>

RSウイルス感染症・咽頭結膜熱・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎・水痘・手足口病・伝染性紅斑

突発性発疹・百日咳・ヘルパンギーナ・流行性耳下腺炎

10. 事故発生時の対応方法について

就学児等に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、就学児の家族に

連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、就学児等に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに 行います。

市町村	市町村名	京都市
	担当部・課名	京都市はぐくみ局 子育て家庭支援課
	電話番号	075-252-2152

●特定非営利活動法人 NextStage は、下記の損害賠償保険に加入しています。

11. 警報発令時等の対応方法について

放課後等デイサービス実施日の当日午後12時現在において、Leo 梅津が所在す京都市を含む地域に

「暴風」警報が発令された場合および発令が継続されている場合、就学児等に連絡を取り、安全上の理由により放課後等デイサービスの実施を取り止める場合があります。

また、放課後等デイサービス実施中の京都市を含む地域に「暴風」警報が発令された場合、保護者等に連絡を取り、必要に応じて放課後等デイサービスを中止する場合があります。

上記に加え、大雪・局地的な大雨・地震等の天災・インフルエンザ等の流行等、放課後等デイサービスの安全な実施に重大な支障が生じる恐れのある場合、就学児等に連絡を取り、必要に応じて放課後等デイサービスを実施を取り止める場合、又は中止する場合があります。

尚、学級閉鎖が行われた教室に在籍する児童の放課後等デイサービスの利用については中止致します。

12. 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、訪問時及び保護者または保護者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13. 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、就学児等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14. 連絡調整に対する協力

事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15. 他の指定障がい児通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、市町村、他の指定障がい児通所支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16. サービス提供の記録

指定放課後等デイサービスの実施ごとにそのサービスの提供日・内容等を記載したサービス実施記録を作成し、サービス提供の終了時にその控えを通所給付決定保護者に交付します。

指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。

これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、通所給付決定保護者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は1枚10円の実費を負担していただきます。)

17. 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定放課後等デイサービスに係る就学児等及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合、就学児等の状況を詳細に把握できるよう、必要に応じ、訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行なう。
- ② 管理者は、スタッフに事実関係の確認を行なう。
- ③ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を決定する。
- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに、通所給付決定保護者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行なう。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

【事業者の窓口】 特定非営利活動法人 NextStage Leo 梅津	所在地：京都市右京区梅津高畝町 16 電話：075-862-1433 ファックス番号：075-862-1432 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～17：00 担当者：管理者 松下 亮
【市町村の窓口】	京都市
京都市はぐくみ局 子ども支援課	所在地：京都市中京区烏丸御池下る虎屋町 566 電話番号：075-252-2152 受付時間：月～金曜日 9：00～17：15
発達相談所 発達相談課	所在地：京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25 電話番号：075-801-9182 ファックス番号：075-822-4175 受付時間：月～金曜日 10：00～16：00

18. サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成24年厚生労働省令第15号平成24年2月3日)」第12条の規定に基づき、利用者に説明を行いました

事業者	所在地	京都市右京区梅津高畝町 16 ル・プティジュール 101	
	法人名	特定非営利活動法人 Next Stage	
	代表者名	代表理事 松下 亮	印
	事業所名	Leo 梅津	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

通所給付 決定保護者	住所	
	氏名	印
	就学児 氏名 (併記)	()

